

## 学校法人活水学院 一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させ、働きやすい環境を整備することによって、十分に職員が能力を発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

### 【計画期間】

2019年4月1日～2022年3月31日（3年間）

### 【課題】

1. 男女の在職比率は女性の方が多いが、男女別の専任・非専任の割合をみると、非専任に占める女性の割合が高い。
2. 良好なワークライフバランスの実現を図るため、更なる組織的な取り組みの必要がある。

### 【目標】

1. 女性職員のうち、専任職員の割合を2021年度までに60%以上にする。
2. 小学生までの子を持つ者に対して、始業・終業時間の繰上げまたは繰下げの制度を設ける。
3. 子どもの看護休暇や家族の介護休暇について、より利用しやすくするために時間単位で取得できる制度を設ける。
4. 年次有給休暇やリフレッシュ休暇等特別休暇などを取得しやすくする。

### 【取組内容および実施時期】

- <取組1> 事務局長は各所属長へヒアリングを行い、非専任職員から専任職員への登用を積極的に図る。  
各年12月～ 各所属長より意見・要望を聴取。  
各年4月～ 非専任職員のうち数名を専任職員へ登用。
- <取組2> 小学生までの子を持つ者に対しての始業・終業時間の繰上げ・繰下げや、子どもの看護休暇や家族の介護休暇の時間単位で取得できる制度を設けるため、小学生までの子を持つ者に対してのヒアリングを実施し、2018年度の看護・介護休暇の取得状況を精査する。  
各年2月～ 小学生までの子を持つ者に対してのヒアリングを実施。
- <取組3> 管理職へ周知することで、計画的な休暇の取得に向けて取組みを実施する。管理職から積極的に休暇を取得し、部下が休暇を取得しやすい環境を作っていく。  
2019年4月～ 管理職会議で取り上げ、職員への周知を徹底する。